

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第29理事会議事次第

日時：令和3年3月30日（火）14:00～16:00

場所：リモート会議

1 開 会

2 議 事

(1) アラムコ・アジア・ジャパン提案による新規事業概要について

(2) 法人化について

(3) その他

資料1：アラムコ・アジア・ジャパン提案による新規事業概要について

資料2：法人化について

R2 役員名簿 (R3. 3. 29 時点の出欠状況)

役 職	名 前	出 欠
会 長	中野 義勝	○
副会長	八重山サンゴ礁保全協議会 吉田 稔	○
理 事	安部 真理子	○
	泡瀬干潟を守る連絡会	
	案納 昭則	
	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 山岸 豊	○
	沖縄県衛生環境研究所 友寄 喜貴	○
	沖縄県環境部自然保護課 比嘉 貢	○
	沖縄県立博物館・美術館 菊川 章	委任状
	沖縄リーフチェック研究会 安部 真理子	○
	鹿熊 信一郎	○
	一般社団法人沖縄環境科学センター	
	環境省沖縄奄美自然環境事務所 広野 行男	委任状
	木村 匡	○
	有限会社コーラルクエスト 岡地 賢	委任状
	日本サンゴ礁学会	
	WWF ジャパン 小林 俊介	委任状
	一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会 平田 春吉	
藤田 喜久	○	
宮古島マリンリゾート協同組合		
監査役	特定非営利活動法人コーラル沖縄	
	小菅 陽子	

(1) アラムコ・アジア・ジャパン提案事業概要

- アラムコは、サンゴ礁の植え付けの実施について意向を持っている。
 - ・ 支援金として、約 2000 万円（5 年程度の事業）を年内に振り込みたい。
 - ・ 5 月上旬には合意書の締結を考えている（事前に理事会合意を要する）。

- アラムコでは、事業内容はアラムコと協議会との協議の上、選定したい。
 - ・ 合意書において、事業内容等の文言の記載も希望している。

- アラムコとしては、協議会の以外の団体との協働事業も可能だが、窓口は協議会としたいと考えている。

- 事業については、3 カ月に一回、活動報告を求める。
 - ・ 活動、収支の報告： 定期的に本社にレポートが必要のため、定量的かつ定期的（3 か月に一回）にデータの提出が求められるため、それが可能な体制を整えてほしい。
（植え付けであれば、参加人数、期間、植え付け面積、植え付け本数、メディアでの掲載本数等）。

設立申請までの流れ

申請者



NPOプラザ

設立の準備をします

1. 設立趣旨書
2. 定款
3. 2ヵ年度分の事業計画書
4. 2ヵ年度分の活動予算書
(注記を含む)

提出

修正依頼

再提出

設立相談

内容・趣旨等を確認。
各書類の整合性を確認。
間違いがあれば修正依頼

設立総会を開催した後

5. 設立総会議事録の写し
6. 設立認証申請書
7. 役員名簿
8. 就任承諾及び宣誓書の写し
9. 住民票抄本
10. 社員のうち10人以上の者の
名簿
11. 確認書

提出

左記の1~11の必要書類が
不備なく全て揃った時点で受理

所轄庁



受理・公告
縦覧期間(1か月)
一般市民に公開

ここまでに平均4か月半~半年くらい



認証の場合

↓
主たる事務所の所在地で設立登記
(認証から2週間以内)

法人成立

通知

認証・不認証の審査
(縦覧後2か月以内)

- ① 設立完了届出書
- ② 登記事項証明書及び写し
- ③ 設立当初の財産目録

提出

閲覧書類を一般市民に公開



ここまでに平均半年~8か月くらい

書類作成時の注意



沖縄県の書式で！

必ず沖縄県の書式で作成して下さい。

最近ネット・書籍などを参考にした他の書式を使って作成している団体様が多く見られます。修正箇所も多くなりますし、照合に大変時間を要してしまいますので、お避け下さい。

沖縄県の書式はすべて県のホームページからダウンロードできます。穴埋め形式で作成することができますので、別紙を参考に、ダウンロードしてお使い下さい。



住民票通りの表記で！

修正依頼率ナンバー1 の間違いです。どの書類でも、住所は必ず「沖縄県」から入れて下さい。住民票がハイフンならハイフン表記で構いませんが、番地や号で書かれているときは、省略してハイフン表記してはいけません。氏名も住民票通りの記載で、旧漢字等にも十分お気を付け下さい。



定款はよく見直して！

定款は法人の要です。一言一句おろそかにならないように、十分見直ししてください。修正箇所が最も多い書類です。各条項の中に含まれる参照箇所の条番号までよくご確認ください。



書類の整合性を大切に！

事業計画書・活動予算書・定款は整合性を重視します。

事業計画書の事業名には、定款第5条をそのまま書き出します。事業費の予算額は活動予算書の事業費と一致させます。これらが一致していないと修正対象になります。

また管理費が事業費を大幅に上回る状態もNPO法人として正しいあり方ではないので、指導の対象となります。